

浜松市における配水管工に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市が発注する配水管・導水管・送水管工事（以下「配水管工事等」という。）のうち、接合工事・管類及び弁栓類の据え付け（以下「接合工事等」という。）を行う配水管工について必要な事項を定め、適正な配水管工事等を施行し、水道水の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注者 浜松市から配水管工事等を受注した者をいう。
- (2) 管理者 浜松市水道事業及び下水道事業管理者をいう。
- (3) 技術管理者 浜松市に設置された水道法（昭和32年法律第177号）第19条に規定する水道技術管理者をいう。
- (4) 配水管工補助員 受注者から技能者等届（配水管工補助員）として提出された者をいう。
- (5) 促進法 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）をいう。
- (6) 浜水協 浜松上下水道協同組合をいう。
- (7) 日水協 公益社団法人日本水道協会をいう。

(接合工事等の施行)

第3条 受注者が接合工事等を施行する場合は、次の各号に定める場合を除き、配水管工を当該工事に従事させるものとする。

- (1) 鋼管類の接合工事
 - (2) 特殊可とう管類の接合工事
 - (3) トンネル工法（シールド工法）による工事
 - (4) 配水管更生工事、大規模工事及び構造物に付帯するメーカーの責任施工による特殊工事
- 2 受注者は、接合工事等を施行する場合は、あらかじめ配水管工届（水道工事共通仕様書 様式2-1）を管理者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、当該接合工事等に従事する配水管工が第9条第1号に掲げる事項に該当するときは、速やかに、管理者に取消要件該当報告書（様式1号）を提出しなければならない。

(審査委員会)

第4条 管理者は、次に掲げる事項を審議するため、審査委員会を置く。

- (1) 配水管工の認定に関する事項
- (2) 配水管工の認定の取消し等に関する事項

2 審査委員会は、委員長及び委員若干人で組織し、委員長は技術管理者をもって充て、委員は職員のうちから技術管理者が指名する。

(認定)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、接合工事等を適正に施行する能力を有すると認める者を配水管工として認定する。

- (1) 公益財団法人給水工事技術振興財団認定の給水装置工事配管技能者
- (2) 促進法第16条に規定する公共職業訓練配管科の課程を修了した者
- (3) 促進法第24条第1項に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練配管科の課程を修了した者
- (4) 促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者(配管技能士)
- (5) 浜水協主催の給水管工資格試験合格者
- (6) 日水協認定の耐震継手配水管技能者

2 前項の「接合工事等を適正に施行する能力を有すると認める者」とは、次の要件(同項第6号の耐震継手配水管技能者に該当する者にあつては、第1号及び第4号に掲げる要件)を満たす者をいう。

- (1) 分水栓穿孔技術を有していること。
- (2) 配水管工補助員として接合工事等に30日以上かつ2件以上従事した経験を有していること。
- (3) 管理者が承認する技術講習会を受講していること。
- (4) 第9条の規定により認定を取り消された者にあつては、その取消の日から2年を経過していること。

3 管理者は、第1項の規定による認定をしようとするときは、審査委員会の意見を聴かなければならない。

4 管理者は、第1項の規定により配水管工の認定をしたときは、当該者の氏名、住所、連絡先及び勤務先を有資格者名簿へ登録する。

(認定の申請等)

第6条 配水管工の認定を受けようとする者は、配水管工認定申請書(様式2号)に、別表に定める書類その他管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があつたときは、前条第1項から第3項までの規定によりこれを審査し、その結果を申請者に配水管工認定審査結果通知書(様式3号)により通知する。この場合において、配水管工の認定をするときは、配水管工認定書(様式4号)を交付する。

3 第1項の配水管工認定申請書の受付期間は、毎年度5月のうち管理者が指定する期間とする。ただし、前条第1項第6号の耐震継手配水管技能者に該当する者に係る受付は、随時行うものとする。

4 管理者は、前項本文の規定により受付期間を指定したときは、当該受付期間、提出先等を次に掲げる方法により周知しなければならない。

(1) 浜松市ホームページに掲載する方法

(2) 水道工事課、北部上下水道課、天竜上下水道課の事務所に掲示する方法

(3) その他管理者が適当と認める方法

(技術講習会の受講)

第7条 配水管工は、管理者が承認した技術講習会の受講に努めなければならない。

(住所等の変更届出)

第8条 配水管工は、氏名、住所、連絡先又は勤務先が変更したときは、管理者に変更届出書(様式5号)を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 管理者は、配水管工が次の各号のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、管理者は配水管工認定取消通知書(様式6号)により通知する。

(1) 死亡し、又はその職に堪えなくなったとき。

(2) 施行する配水管工事等において、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(3) 不正の手段により第5条の認定を受けたとき

附則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に配水管工として登録を受けている者は、本要綱の資格を有するものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 浜松市における配水管工の資格審査に関する運用基準は令和2年7月1日から廃止する。
- 3 改正後の浜松市における配水管工に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる配水管工の認定申請について適用し、同日前にされた配水管工の資格審査の申請については、なお従前の例による。

別紙

配水管工認定申請書の添付写真について

「浜松市における配水管工に関する要綱」に定める配水管工認定申請書に添付する技術写真について、以下のとおり作業段階ごとの確認ができるものとする。

1. 配水管接続技術写真

要綱第5条第2号に該当することを証する工事写真

配水管工補助員として**配水管工による指導の下**、接合工事等を行っている下記の表の内、**作業段階に記されている一連の流れが分かる工事写真を5箇所以上とする。**

(1) 下表の継手形式及び作業段階に記載される各内容を1セットとし、各々2箇所以上の計5箇所以上とする。

継手形式		作業段階	撮影頻度
1	耐震型 直管(GX形またはNS形)	清掃・ロッキング(杵杓等を含む) 確認 ゴム輪装着 滑材塗布 接合状況チェック	接合要領書に基づいた、左記の作業段階一連の流れが分かるもの。
2	耐震型 異形管(GX形またはNS形)	清掃・ロッキング(ストッパを含む) 確認 ゴム輪装着 滑材塗布 ボルト・ナット締付 接合状況チェック	

(2) 作業は配水管工による指導の下で行っていることが確認できること(配水管工シール等で確認できること)。

(3) 5箇所のうち1箇所以上は、「浜松市監督員」の内いずれかの確認を受け「良」としたのものとする。その箇所の添付写真は1枚で可とする。

(4) 黒板には次の内容を記載すること。

工事名 工種 測点 日付 受注者名 補助員氏名 配水管工氏名(登録番号)

(5) 注意点

ア 写真は作業坑内の配管(作業)状況及び配水管工・配水管工補助員の顔が明確に判るよう工夫し撮影すること。

イ (3)に記載の内容について、令和2年6月30日までは従前のもの(「浜松市監督員」の段階確認)とする。

2. 分水栓穿孔技術写真

要綱第5条第2号に該当することを証する工事写真

(1) 分水栓建込工の作業状況について、計5箇所以上とする。

- (2) 各箇所とも、ドレン排水と穿孔状況、新たに分岐した分水栓の閉栓キャップ締付完了における各作業段階とする。
- (3) 各作業は配水管工又は給水管工による指導の下で行っている確認ができること。(配水管工シール等で確認できること)
- (4) 5箇所のうち1箇所以上は、「浜松市監督員」の内いずれかの確認を受け「良」としたものとす。その箇所の添付写真は1枚で可とする。
- (5) 黒板には次の内容を記載すること。
工事名 工種 測点 日付 受注者名 補助員氏名 配水管工または給水管工の氏名(登録番号)
- (6) 注意点
ア 写真は作業坑内の配管(作業)状況及び配水管工・配水管工補助員の顔が明確に判るよう工夫し撮影すること。
イ (4)に記載の内容について、令和2年6月30日までは従前のもの(「浜松市監督員」の段階確認)とする。

(様式1号)

令和 年 月 日

取消要件該当報告書

報告者 _____

連絡先 _____

会社名 _____

認定取消者

氏 名	
登 録 番 号	
取 消 事 由	

登録番号

この欄には記入しないでください

(第2号様式)

令和 年 月 日

(あて先)

申請者

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

配水管工認定申請書

配水管工の認定を得たいので、関係書類を添付のうえ申請します。

(フリガナ)	
氏 名	
住 所	
連 絡 先	
会 社 名	

下記「1～6」の該当する資格等に 印をつけてください。

<input type="checkbox"/>	1 公益財団法人給水工事技術振興財団認定の給水装置工事配管技能者
<input type="checkbox"/>	2 促進法第16条に規定する公共職業訓練配管科の課程を修了した者
<input type="checkbox"/>	3 促進法第24条1項に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練配管科の課程を修了した者
<input type="checkbox"/>	4 促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者(配管技能士)
<input type="checkbox"/>	5 浜水協主催の給水管工資格試験合格者
<input type="checkbox"/>	6 日水協認定の耐震継手配水管技能者

添付書類(添付した書類に 印をつけてください。)

<input type="checkbox"/>	上記資格を有することを証するもの
<input type="checkbox"/>	配水管工補助員実績(2件以上)
<input type="checkbox"/>	主要工事経歴書
<input type="checkbox"/>	配水管工補助員届の写し
<input type="checkbox"/>	顔写真が添付された身分証明書の写し
<input type="checkbox"/>	配水管工補助員として接合中の工事写真(5箇所以上)
<input type="checkbox"/>	分水穿孔中の工事写真(5箇所以上)
<input type="checkbox"/>	管理者が指定する技術講習会の受講証の写し (年度 受講 済)
<input type="checkbox"/>	その他管理者が必要とする書類

主要工事経歴書

(年度・工事番号) (工 事 名) (契 約 工 期)

契約工期については元請でなく「所属会社における契約工期」とすること。

(様式3号)

令和 年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者



配水管工認定審査結果通知書

令和 年 月 日付けで提出されました、「配水管工認定申請書」につきまして、
浜松市における配水管工に関する要綱第5条に基づき審査いたしましたので、下記のとおり
結果を通知します。

記

申請者氏名	
審査結果	1 認定する 2 認定しない
認定しない 場合の理由	

注意事項

氏名、住所、連絡先又は勤務先に変更が生じたら速やかに届出すること。

(様式4号)

配水管工認定書

様

「浜松市における配水管工に関する要綱」に基づき
審査をした結果、登録番号 R 番の「配水管工」
と認定します。

令和 年 月 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

印

(様式5号)

令和 年 月 日

変更届出書

氏 名 _____

登録番号 _____

住 所 _____

連絡先 _____

勤務先 _____

変更が解るものを添付すること

(様式6号)

令和 年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者



配水管工認定取消通知書

浜松市における配水管工に関する要綱第9条及に基づき、下記のとおり認定取消を通知します。

記

取消氏名	
登録番号	
取消の理由	